

日之影町告示第67号

令和5年第3回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月18日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和5年9月1日
  - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 久保 優一君 | 小谷 幸治君 |
| 小川 輝久君 | 甲斐 睦彦君 |
| 一水 輝明君 | 河野 學君  |
| 甲斐 徳仁君 | 高館 英嗣君 |

---

○9月5日に応招した議員

同上

---

○9月12日に応招した議員

同上

---

○9月20日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和5年 第3回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月1日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第3号 健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第4号 資金不足比率の報告について
- 日程第8 同意第11号 西臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について（吾味椎野線 道路災害復旧工事）
- 日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第13 議案第44号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）
- 日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）
- 日程第17 議案第48号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）
- <令和4年度施策執行について>
- 日程第18 認定第1号 令和4年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第23 認定第6号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和4年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第49号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第50号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第51号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第52号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第53号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第54号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第55号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第3号 健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第4号 資金不足比率の報告について
- 日程第8 同意第11号 西臼杵郡公平委員会委員の選任について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第42号 工事請負契約の締結について（吾味椎野線 道路災害復旧工事）
- 日程第12 議案第43号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第13 議案第44号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第14 議案第45号 工事請負契約の締結について（中崎大吐線 道路災害復旧工事）
- 日程第15 議案第46号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）
- 日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）
- 日程第17 議案第48号 工事請負契約の締結について（日向川 河川災害復旧工事）  
<令和4年度施策執行について>

- 日程第18 認定第1号 令和4年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 令和4年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第49号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第50号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第51号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第52号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第53号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第54号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第55号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（8名）

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 久保 優一君 | 2番 | 小谷 幸治君 |
| 3番 | 小川 輝久君 | 5番 | 甲斐 睦彦君 |
| 6番 | 一水 輝明君 | 7番 | 河野 學君  |
| 8番 | 甲斐 徳仁君 | 9番 | 高館 英嗣君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

|          |       |        |        |       |        |
|----------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長       | …………… | 佐藤 貢君  | 副町長    | …………… | 甲斐 敏弘君 |
| 教育長      | …………… | 橋本 範憲君 | 総務課長   | …………… | 押方 明弘君 |
| 会計管理者    | …………… | 津隅 富美君 | 地域振興課長 | …………… | 工藤 富士君 |
| 町民福祉課長   | …………… | 押方 誠君  | 税務課長   | …………… | 谷川 靖君  |
| 農林振興課長   | …………… | 平川 誠二君 | 建設課長   | …………… | 佐藤 尚君  |
| 保健センター所長 | ………   | 甲斐 康弘君 | 病院事務長  | …………… | 甲斐しおり君 |
| 教育次長     | …………… | 平川 浩二君 | 代表監査委員 | …………… | 小林 政隆君 |

---

午前10時00分開会

○議長(高館 英嗣君) おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ、議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

これから令和5年第3回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(高館 英嗣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、小川輝久君、5番、甲斐睦彦君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長(高館 英嗣君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高館 英嗣君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの20日間に決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長(高館 英嗣君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付したとおりであります。議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告といたします。

---

#### **日程第4. 議長が決定した議員派遣**

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

8月1日、延岡市で開催された九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会総会・決起大会に、副議長甲斐徳仁君外6名を派遣。

8月22日、宮崎市で開催された宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議研修会並びに翌23日、川南町及び日向市で実施された西臼杵郡森林・林業活性化協議会視察研修に副議長甲斐徳仁君外6名を派遣。

8月24日、延岡市で開催された九州中央自動車道建設促進地方大会に副議長甲斐徳仁君外5名を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上3件であります。

---

#### **日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告**

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、報告をお願いいたします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

期日は、令和5年7月27日、調査事項、し尿処理施設移転に伴う調査ということで、目的、場所、出席者につきましては記載のとおりでございます。

初めに、西臼杵広域行政事務組合において、新し尿処理施設建設の協議経緯について時系列に説明を受ける。平成28年9月の議会定例会において、衛生センターへの道路のアクセス状況が悪いことに関連して施設の移転が検討されてきた。さらには、供用開始から27年を経過し、施設の老朽化も見られることから、令和3年8月に第1回新し尿処理施設検討委員会、建設検討委員会が3町合意の下開催される。建設予定地の選定、地区住民への説明会、地権者の合意を受け、測量、地質調査等建設に係る準備が進められている。また、予定地が国定公園に指定されており、国・県とのヒアリング等事務手続が多岐にわたり、ハードなスケジュールのようである。現地調査の中では、新し尿処理施設は約600平米で、地下1階、地上2階の本体と倉庫100平米が予定されているとの説明があった。現浄化センターの処理能力は2,000トンであるが、現在

1,300トンで推移しており、完成後の増加量120トンとしても十分対応できるものである。当初予算17億円で令和10年の完成を目指しているが、今後資材高騰による増額も否めないところであるが、現施設の耐用年数を考慮すると、早急な建設が必要であると思われる。

以上で報告を終わります。

[総務文教常任委員長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件については報告書を配付していますので、これをもって報告といたします。

以上で、常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

---

### 日程第6. 報告第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、報告第3号健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 報告第3号健全化判断比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の健全化判断比率を、監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表す実質赤字比率につきましては、適用される早期健全化基準は15.0%ですが、赤字額はございません。

また、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を示す連結実質赤字比率につきましても、適用される早期健全化基準は20.0%ですが、赤字額はございません。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模に対する比率を表す実質公債費比率につきましては、適用される早期健全化基準25.0%に対し7.5%となっております。普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率につきましては、適用される早期健全化基準は350.0%ですが、将来負担額に対し充当可能財源が多いため、比率は算定されません。

以上で御報告を終わります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告第3号は終わりました。

---

### 日程第7. 報告第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、報告第4号資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第4号資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度の資金不足比率を監査委員の意見書を付けて御報告いたします。

公営企業の資金不足比率につきましては、適用される経営健全化基準は20.0%ですが、日之影町国民健康保健病院事業会計、日之影町簡易水道事業特別会計及び日之影町農業集落排水事業特別会計のいずれの公営企業も資金の不足額はございません。

以上で御報告を終わります。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で報告を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、これは確認という形になろうかと思いますが、病院事業会計ですね、広域連携という名の下で、病院の一元化というふうな流れで進んでおるわけですが、これは将来的に会計処理上がそうなっても、今既存の病院の経営等についてはこの健全化比率というの是对応なるのでしょうか。そこら辺りの取扱い等については、病院についてはどうなるもののでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 病院の会計につきましてはですね、広域病院経営統合になった場合、広域行政事務組合の管轄になりますので、そちらでの決算という形になろうと思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ということは、本町の健全化の比率というやつの対象にはならないということと理解していいですかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 本町の健全化の対象にはならないということと理解をしているとこ



ろです。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第4号は終わりました。

---

### 日程第8. 同意第11号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、同意第11号西臼杵郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第11号西臼杵郡公平委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

郡内3町と西臼杵広域行政事務組合が共同設置しております西臼杵郡公平委員会委員のうち、五ヶ瀬町から選任しております甲斐治夫氏が令和5年11月16日をもって任期満了となります。つきましては、新たに石井勇氏を委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） この前年度の公平委員会、あ、いや、公平委員のときに、5年間いや4年間、委員会は何度開催されたのか伺います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 昨年度の西臼杵郡の公平委員会の開催でございますけれども、この公平委員会につきましては、3町の職員と西臼杵広域行政事務組合の職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査の請求等があった場合に開催をして審議をし、その措置を講ずることになっておりますけれども、そういった案件がございましたので、開催はなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今回の委員の選任ということでありましてけれども、これは3町でそれぞれに議会で選任同意ということになりますよね、当然流れるには。そして、最終的には西白杵広域行政事務組合の人事案件として、また提案をされると思うんですよね。そして、3町が先に議決が完了して、9月議会が終わって、いつになるか分かりませんが、10月ぐらいに西白杵広域行政事務組合か、議会で提案採決と、選任という流れになるのかなというふうに、たしか記憶していますけれども、これはやっぱり地公法上、制度上この作業を踏んで、ここにおられる同僚議員が2名、3名か。広域行政事務組合の議員ですよ。ここでそれぞれ3町が議決をして、そして同じメンバーがまた広域行政の構成員じゃないですか、また提案をして、そこで最終的には選任になるというふうな流れですけれども、これは制度上これは外されない制度でしょうね、流れるに。そこら辺が時系列にややこしいものですからお尋ねをしてみました。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤 貢君） 私のほうで答えさせていただきますが、あくまでも西白杵3町と西白杵広域行政事務組合というのは、事務組合というのは別個の団体として独立しておりますので、ですから広域組合議会として、やはり議会をして承認を頂くということでありまして、3町と広域で4つの構成をしていると、公平委員会が。ですから、独立した事務組合は事務組合として、やはりこの同意を頂かなければ、事務組合の消防職員とか衛生組合職員とかの、彼らも地方公務員法という立場の中で不利益処分も請求もできますので、そういう形であれば西白杵3町の職員、そして広域行政事務組合という一部事務組合の職員、その不利益処分を扱うのが西白杵郡の公平委員会ですから、それぞれでやはりこの公平委員がいいのか、この人で同意ができるのかということをやりますので、今後は多分西白杵3町では五ヶ瀬町はもう議会はたしか終わったのではないかなと思っていますけれども、今度広域行政事務組合でもやはり同じような形で、この人事案件を挙げて、同意を頂いて、西白杵3町と広域行政事務組合それぞれで選任をされた、同意を頂いたという形で就任に至るといふ流れというふうに理解しているところであります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ただいま町長のほうから細部にわたって説明がございました。そういうことなんだろうと、私も長いことしていますので、今聞いてですね、流れなり制度なりというものを再認識をしたわけでありましてけれども、結局一般論で言えば、当該今回提案された方等については正直見たこともない、話したこともない、接点がないわけですね。で上がってきて、この履歴だけ、略歴だけがぱっと書類で上がって、大変な仕事を受けていただけるわけですから、ありがたいことはありがたいんですが、その人なりというものが全然、これが日之影町の選出の

公平委員ならですね、分かるんですけども、全くもってそれが見えないので、なかなかそこを、じゃあ何をもって同意か、選任かというふうになると、ただ大変な役職を受けられるのに頭が下がる思いだなという思いだけでしか表すことができないわけですよね。だから、この地公法、昭和25年というふうな制定でありますけれども、何かしらもうちょっとそこら辺りがですよ、目に見える形の制度改正等が必要になるんじゃないかなと思うんですよね。3町がそれぞれ議決して、それが終わって広域一部事務組合、独立した議会でまた再確認というか、再選任をするというふうな動きがですね、分かりづらいと言えば分かりづらいし、決定したいポイントがなかなか見えないというふうな思いをしながら、こういう任期満了に伴ったりする選任同意については、いつもいつもそういう思いをしながら聞いておりましたので、ただ町長の説明では、不利益等の申立てがあれば、当然この公平委員会がそれを審査をするということでもありますので、それが広域であれ3町であれ、申立て審査の場合は、それが審査対象になり得るというものであればしっかり審査をすると。ただ、事務局はこれは高千穂役場ですか、広域行政、どちらが持ちよるかを再確認したいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 西臼杵郡公平委員会につきましては、事務局は高千穂町役場内ということになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立によって行います。

日程第8、同意第11号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第11号は原案のとおり可決されました。

## 日程第9. 諮問第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についての提案理由を説明いたします。

人権擁護委員であります中内泰男氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、新たに甲斐秀明氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和8年12月31日までの3年間です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 任期が3年ということで、前任者の中内さんにおかれましては大変御苦勞であったなというふうに思います。

ちなみに、ここ数年の間に、この人権擁護委員の関連の相談なり問題なりというのがあったかどうかお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 人権擁護委員の相談なんですけれども、特定人権相談所の開設ということで、年4回役場のほう相談室で相談を実施しております。それと、また常設人権相談ということで、延岡の法務局のほうで実施されておまして、本町3名いらっしゃるんですけれども、年間1人が1回程度そちらに出向いて相談を受けているというような状況でございます。

相談件数については、何件というのは、ちょっと件数はまとめてないんですけれども、そこに相談に来られる方もいらっしゃいますし、自宅のほうに来られて相談される件数もあるということでお伺いをしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は、起立によって行います。

日程第9、諮問第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第41号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第41号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての提案理由を説明いたします。

令和2年に策定いたしました辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、長谷川辺地について計画の変更を行うものであり、町道影待岩戸線1工区改良舗装事業の事業費を増額するものであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第41号辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更については、会期中の現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって議案第41号は会期中に現地調査を行い、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

---

#### 日程第11. 議案第42号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、議案第42号工事請負契約の締結についてを議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第42号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和4年度4年災第1440号吾味椎野線道路災害復旧工事は、令和5年8月23日、9社による指名競争入札の結果、黒木建設有限会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字分城吾味で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） この現場は私の足元というか、毎日通る道路ですので、一日も早い復旧を願っておるんですが、最近の豪雨で川底が大変上がっているのですよ。今回も床掘りをすればかなりの土量が出ると思うんですが、土捨て場等は決まっているのですか。

それともう1点、せつかくの機会ですので、仮設道路も造るので、川底をもうちょっと下げてもらうといいかなと思うんですけど、その辺のところ、どうされるのか伺います。

○議長（高舘 英嗣君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 今川底に堆積している土砂につきまして、土砂の捨て土に関しては、まだ場所は決まっておられません。この後また地域の住民達、住民に聞いて、適した土捨て場がないかは検討していく予定でございます。

河床掘削については、その現場内の床掘りをするとき、と同時に掘削は考えていこうとは思っているところでございます。

今回の計画では、最低河床から1メートル深く大型ブロック積みを根入れしますので、それに伴っての土砂も一緒に搬出したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高舘 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今建設課長のほうから工事の概要について簡単に説明がございましたが、同僚議員がされた質問は、恐らく当該現場もそうでしょうけれども、あの平行して町道がありますわ、橋を渡っての、既存の町道が。あの一带あたりの箇所も非常に上がっているんじゃないか、それは分かりませんが、そういうこともあったのかなというふうに聞いておりました。

た。そういうことになりますという、やっぱりこの請負金額、5,000万円じゃなかなか大変のかなというふうな思いもいたしておりますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 当災害現場は、今年の台風14号により被災しましたが、そのときの被災原因というのが上流部の山腹が崩壊しまして、その土砂が一遍に川内橋のほうに堆積しまして、それがオーバーして施設のブロック積み工が崩壊したということでありまして、当時は確かに川内橋の上流部に土砂が堆積しておりました。その後、土砂は撤去しておりますので、現在川内橋から上流に堆積している土砂は今は少ない状況でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先般、全協で御説明を頂きました。工事の概要等についてはですね。

いずれにしても、6年度以降に附帯工事の一部はずれ込んでいくだろうというふうな説明だったように記憶しているんですよ。この予算的なものでそうせざるを得なかったのか、そこら辺の実情、事情というのは、例えばこの規模であれば7,000万から7,500万の工事請負金額ぐらひが必要になったとしてですよ、後でまた追加発注というふうな形をとって、2,500万なら2,500万で仕事をするというふうな、これワンセットというのはやっぱり無理があったんでしょうかね。私たちはそういうのが分かりませんので、一括ではできない理由が何かあったのかなというふうな思いがしたものですから、確認のため聞いてみました。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 当工事の予算につきましては、令和4年度の繰越予算で見いております。災害査定上の額よりですね、物価高騰、生コンクリートとか大型ブロック積みの物価高騰によりまして、令和4年度の繰越予算6億計上しておりましたが、それでは間に合わないようになりまして、繰越予算内での工事が今回の中段までの大型ブロック積みとなっております。要は予算の関係で、こういう発注の仕方になったということでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

日程第11、議案第42号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第43号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、議案第43号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第43号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1437号中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年8月23日、9社による指名競争入札の結果、株式会社木下組が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字岩井川仲崎で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） これは、43号から後の議案にも関わってくることだと思うのですが、先日の宇納間線の土砂崩れはこの工事に影響しないのか、伺います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 先日の宇納間線の土砂崩れと申しますと、前々から地滑りの関係で、土のうで抑えていた現場ということでしょうか。

道路の下に流れている川は日向川でありまして、この中崎・大吐線の現場はその下流部にあります。その地滑り現場が河川まで崩壊したとすれば、かなりの影響は出てくるとは思いますが、現状見る限りでは、河川まで崩壊する可能性は少ないと考えられますので、下流部のこの当工事には影響はないと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論・賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第43号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第44号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第44号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1438号中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年8月23日、9社による指名競争入札の結果、株式会社木下組が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字岩井川中崎で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） それでは1点質問をさせていただきたいと思います。

今回、災害工事において7件のこういった工事請負の契約が出ておりますが、特に日頃私も思っていることの中で、今回の14号に関しましては、既存のブロックがずれ裏に水が入ったのかずれて、またこれがやり直しということになるのですが、我々素人が考えたときに、こういったまだ新しいブロックが壊れるというか、こういう災害に遭うということになれば、今回の設計にあたり、これまでの何と言いますか、前回の設計よりも例えば基礎を下げるとか、あるいはブロックの厚みを増して強度を保つとか、そういったものの設計があるのか、それか、これはあくま

でも基準設計でやっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 当現場につきましては、平成5年債で災害復旧をした現場でありまして、今回の被災は、そのブロック積みの根が現れての崩壊というふうに考えております。

今回の災害査定におきましては、先ほど申しましたけど、最低河床からブロック積みを1メートル以上根入れをしなければいけないということになっておりますので、災害にはなりにくいのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） あくまでも素人考えで申し訳ないのですが、この前の全協のときにも説明がありましたように、上の舗装についてはアスファルト舗装をします。でも、危険な箇所にとってはコンクリート舗装ということでありましたが、私たちが写真を見たときに、どうしても石垣の裏に水が下から現れない、どこからか入ってこういう形になれば、やはりアスファルト舗装は非常に土石流が水が速いところはめくれたりするということがあるので、こういったところは、やっぱりコンクリート舗装でぴしっと絞めたほうが、上からの水は絶対中に入らないので、何かそういう方法も強化する上においては必要なのかなというふうにも疑問もあつたんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 当現場におきましては、議員がおっしゃるとおり、山手からの水も何か所か湧水が見られるところがございます。そういった場所につきましては、議員がおっしゃったように、今アスファルト舗装で計画しておりますけれども、コンクリート舗装で施工をしたり、排水横断溝を入れたりとか、そういうふうな対策は取っていきたいとは考えているところがございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第44号について、原案のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第45号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第45号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1439号中崎大吐線道路災害復旧工事は、令和5年8月23日、9社による指名競争入札の結果、有限会社栄高産業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は、日之影町大字岩井川中崎で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第45号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第46号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第46号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1430号日向川河川災害復旧工事は、令和5年8月23日9社による指名競争入札の結果、木田建設株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字分城鳥屋の平下で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第46号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16、議案第47号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、議案第47号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第47号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1431号日向川河川災害復旧工事は、令和5年8月23日、9社による

指名競争入札の結果、木田建設株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は、日之影町大字分城鳥屋の平下で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第47号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第48号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第17、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第48号工事請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度4年災第1432号日向川河川災害復旧工事は、令和5年8月23日9社による指名競争入札の結果、有限会社工藤企興が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、工事場所は日之影町大字分城鳥屋の平下で、工期は令和5年9月から令和6年3月までの予定であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 工事契約の案件、7件とも全て河川敷であるわけですが、漁業組合のほうからは何も、床掘りする際の条件とか、川を濁してくれなとか、そういう申出はあってないのですか、伺います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 今回、上程しております議案については、議員おっしゃるとおり河川沿いの工事でございます。今のところ漁業組合からは何も来ていないんですが、今回、工事が始まる前に情報提供ということで漁業組合のほうにはお話をしてお伝えしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 今はどうなっているか知りませんが、こういうことを聞いていいか悪いか分かりませんが、昔は請負金額の2%かどうか漁業組合に支払わんといかんかったかな、そういう決まりがあったような気がするんですけど、今回はどうなっているんですか。

○議長（高館 英嗣君） ちょっと待ってください。携帯か何かになっていると思いますのでいったん。

では答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 河川工事における漁業組合へのそういう負担につきましては、行政側は何もタッチしておりませんので、その件については私どもは御存じないところでございます。以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは7件の工事請負契約が全て終わりましたが、本町においては9社の中から5社ですか、中身を見ますと。1社が2本という会社等もございまして。金額ベースに直すと1社で一番高いところで3億4,000万ぐらいの規模になる。次の業者が2億四、五千万ぐらいの規模になるというふうな状況でありまして、私はいらん世話と言われたらもう終わりですけども、なかなか今そういった建設現場でですね、働く若い方々が不足をしております。これはどの分野においても労働力の不足というのは喫緊の課題ではありますが、やっぱりこの金額ベースから換算をすると、もうほぼ1年ぐらいの仕事、それ以上の仕事になる可能性はあるわけですね。ですから、それでも応札に応じていただけたというのは非常にありがたいことなんです。俺らようせんわんと言われたらもうどうしようもない。ただやっぱり心配するのはその労働力の確保がやっぱり一番だろうと思うんです。そこらあたりは何か業界とコ

コミュニケーションをする段階で、窓口を持つ建設課長としては何かそういった業者さんの様々な不安であったり、思いであったりというのはどういうふうに聞いておられますか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 耕地災害と土木災害につきましては、全員協議会でも御説明しましたが、8月中に令和4年度繰越分を全て発注しまして、業者さんの手持ち工事は本当今がピークではないかなと考えているところでございます。聞くところによると、業者さんで去年の14号台風の被災以来、人員を増やしたという業者もいると聞いております。それでもやっぱり人員不足は拭えないところがあります。業者さんを見ると、本当自分たちの町は自分で守ると、そういうような意気込みと信念というか、そういうものが伝わってきまして、本当に発注者からすれば頭の下がる思いで感謝しているところでございます。

当工事につきましては、令和5年度予算を組んでいますので、今の工期は、現在の工期は6年の3月にしておりますが、繰り越しが可能ですので、令和6年度、令和7年の3月まで工期延伸は可能であります。でも規模的に本当にもう1年ぐらいかかる工事でありますので、河川内の工事は出水期を避けた工事となります。出水期といいますと6月から10月ということで、非出水期が11月から5月までと、その期間で工事が終わればいいんですけど、1億を超える工事ということで、それに完成ができなければいったん仮設道路を撤去してまた非出水期に工事を始めるということも出てくるかもしれません。

業者さんの本当に悩みは人員不足で、この後どうやっていけばいいかというような相談も受けたりもしましたけど、下請け業者とかを持ってきてどうにかやりあげますという言葉は聞いておりますので、業者さんの頑張りに期待したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、課長の答弁を聞いておまして、業者さんの町を思う気持ちが十分に伝わりました。ただやっぱり現場が現場である以上ですね、今のような雨の降り方なり、昔と全然違う気象条件なりを考えたときに、やっぱり今、課長おっしゃるように秋から冬にかけては当然河川の水は少なくなるのが当たり前といいますか普通ですけれども、最近はそのあたりがですね昔と全然環境が違う状況でもありますし、そういうのが重い負担になってきたり、そして令和4年災、いわゆる台風14号の災害ですね、激甚の指定を受けましたけれども、そういう片や時限措置の中で急ぐ案件もいっぱいある。そういう中で、経営者としては責任を持って受けた以上はやり上げるという使命感でやられるわけではありますが、そういったものがやっぱり相当大きなストレスになったりすると思うんです。やっぱり人がなかなか、増える会社はいいんですが全体が増えるわけではありませんで、そういうあたりを発注者側としてもしっかり見極

めながら、できる限りはそういう業者さんの様々な諸事情に勘案をしていっていただけたらいいかなというふうに思うんです。これは災害があって、やっぱり一番の即戦力は業界の人たちなので、この業界がやっぱり体力が落ちてくるということは非常に町としても困るわけでありますから、そこらあたりは事業者としてしっかりできる限りのサポートをしていっていただきたいなど。

昨年の台風14号でも被害がなければですね、今回のこういう集中的な河川災害だけのみであれば、また話は別だったんでしょうけれども、手持ち工事もあるという中で令和6年繰り越しを含めても、やっぱり災害現場が河川ということになればいろんな諸事情が出てまいりますので、そこらあたりは柔軟性を持って対応していただけたらいいかなというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 土木災害復旧工事におきましては、先ほど申しましたが、8月の時点で70件発注しております。全体が86件ですので約8割の発注となっておりますのでございます。今後は、5年度予算での発注になりますので、ちょっと期間を置いて、業者さんの工事の進捗を見ながら、分割して発注していきたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第48号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りしたいのですが1時間、開会后1時間たちました。休憩はいかがでしょうか。

これより、それでは休憩をとりまして、11時15分から再開したいと思います。

それでは暫時休憩といたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは時間となりましたので、休憩前に引き続き再開いたします。



---

日程第18. 認定第1号

日程第19. 認定第2号

日程第20. 認定第3号

日程第21. 認定第4号

日程第22. 認定第5号

日程第23. 認定第6号

日程第24. 認定第7号

日程第25. 認定第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、認定第1号令和4年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第8号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算8議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。認定第1号から認定第8号までを一括議題とすることに決定いたしました。

令和4年度各会計決算8議案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 認定第1号から認定第8号、令和4年度各会計の決算認定についての提案理由を説明いたします前に、令和4年度の施策執行についてその概要を報告いたします。

令和4年度は、厳しい財政運営の中にあっても、まちづくりの基本的な指針となります第5次日之影町長期総合計画や日之影町過疎地域持続的発展計画並びに日之影町地域創生総合戦略等の各種計画を踏まえ「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち 日之影」の実現、また、ポストコロナを見据えた持続可能なまちづくりに向けまして、1、新型コロナウイルス感染症への対応と活力あるまちづくり、2、子育て支援の充実と未来を支える人材育成の推進、3、活力あふれる農林業・商工業・観光の振興、4、健康づくりの推進と福祉・社会保障の充実、5、安全・安心なまちづくりの推進、6、便利で住みやすい社会基盤の整備と移住・定住対策の推進、7、町民と行政への連携推進と地域コミュニティの育成の7つを重点施策といたしまして、各種事業を進めてまいりました。

また、令和4年9月の台風14号によります災害につきましても、早期復旧を重点施策として、事業の一日も早い完成に向けて取り組んでいるところであります。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目の、新型コロナウイルス感染症への対応と活力あるまちづくりについてであります。

社会生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症につきましては、町民の皆様の御協力によりまして、日々の感染予防を行っていただいております。また、ワクチン接種につきましては、国の方針に基づきまして、関係機関と連携を取りながら実施しておりますが、町民の皆様の御理解、御協力によりまして、高い接種率となったところであります。

農林業への対策としましては、生産組織、関係機関等との情報収集及び共有を図りまして、国の臨時交付金を活用した物価高騰対策事業を実施し、安心して生産活動に取り組んでもらえるよう支援してまいりました。

また、長期化した新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、落ち込んだ地域経済の早期回復を図るため、宮崎県のみやざき応援消費加速化事業を活用したプレミアム付商品券の発行をはじめ、物価高騰対策地域消費支援事業によります、町民1人当たり5,000円分の商品券交付など、商工会や各種団体等との連携を図り、町内消費の喚起に努めてまいりました。

活力あるまちづくりににつきましては、コロナ禍におきまして、アウトドア関連が全国的に注目を集めております。

そのような中、世界農業遺産やユネスコエコパーク、森林セラピー基地などのブランド力を生かしながら、日之影らしさを発信するユネスコエコパーク登録5周年シンポジウムやマインドフル森林セラピーツアーなど、ユネスコエコパーク推進協議会や観光協会などとの連携を図り、町のPRとともに、活力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

次に、2点目の、子育て支援の充実と未来を支える人材育成の推進についてであります。

子育て支援につきましては、日之影町子育て応援基金を活用いたしました。出産祝い金の支給、ゼロ歳から中学校修了までの医療費全額助成、第3子以降の保育料の無償化等保育料の軽減、不妊治療費の助成、乳幼児健診の実施、放課後子ども教室の運営費助成、中学校入学支援金、学校給食費の無償化、公費支援型学習塾の運営等を行いました。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦・子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援してまいりました。

さらに、安心して産み育てる環境の整備としまして、妊産婦健診、妊婦の通院支援、産後ケア事業・新生児聴覚検査、任意予防接種の費用助成、歯科健診、子ども広場、就学援助等の事業を実施いたしました。また、令和4年度から出産・子育て応援ギフトを開始し、保健センターに設置いたしました子育て世代包括支援センターを相談窓口として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行ってまいりました。

学校教育の推進につきましては、児童・生徒一人一人が健やかな体、豊かな心、優れた知性を持ち合わせ、心身共に優れた児童生徒を育成するため「ひのかげ学びのスタイル」に基づく授業

の実践や合同学習などの充実に努め、個々に応じた学習指導や必要な支援を行ってまいりました。

まず、学習指導につきましては、新学習指導要領に基づき、授業改善等を支援する年2回の学校支援訪問や小・中学校教職員合同による研修会を3回実施するなど、教職員として求められる資質・能力の向上に努めてまいりました。

学習支援につきましても、学習活動をサポートする特別支援教育支援員や中学校教育補助委員をはじめ、全ての小学校へ複式学級解消講師を配置するなど、個々のレベルに応じた細やかな対応を行ってきたところであります。

また、GIGAスクール構想に基づき導入しました1人1台のタブレット端末や電子黒板等の機器を活用しまして、学校での授業はもちろん、使用に関するルール等を遵守した上で、必要に応じたオンライン学習等を実施しつつ、教職員のさらなるスキル向上の取組を行うなど、次代に必要な教育環境の実現に努めてまいりました。

学校経営につきましては、町内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、各学校に設置した学校運営協議会での協議や、議会へ報告いたしました学校評価の結果を学校の重点目標の設定や必要な改善に生かしつつ、児童・生徒の望ましいキャリア形成を踏まえた、地域とともにある開かれた学校づくりを目指して、教育活動に幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に活用する地域学校協働本部と連携し、地域による児童・生徒の学びを支えていただくとともに、学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりました。

就学支援につきましては、就学援助金や奨学資金貸付制度によります対象世帯等への交付をはじめ、県総合体育大会等派遣費の補助、給食費の無償化、中学校入学支援金等の交付を行いました。

学校施設・学習環境の整備につきましては、学校からの要望を踏まえ高巣野小学校のプール塗装をはじめ、宮水小学校のロッカー整備や日之影小学校の渡り廊下防水工事など施設整備を進めるとともに、感染症蔓延防止対策やGIGAスクール構想の観点から各小学校及び日之影中学校において電子黒板等を整備し、情報社会を踏まえたICT機器の充実を図り、その活用による教育活動を実践してまいりました。

登下校時の安全対策としまして、スクールバスの安全な運行や、県、警察、学校や地域との連携を図りながら通学路の安全確保に努めるとともに、放課後子ども教室の開設と併せ、9年間を安全・安心に学べる環境の整備に努めてまいりました。

社会教育、生涯学習の推進につきましては、社会教育施設の充実とともに、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指して、町民みんなが、いつでも、誰でも、好きなレベルで参加できる生涯学習事業の推進や女性学級等の開設を行いました。

町立図書館の運営につきましては、館内でのイベント実施やホームページ等での広報・利用促

進を図り、ブックスタート事業や高齢者大学との連携などによる、乳幼児から高齢者までの全ての世代が気軽に立ち寄れる図書活動の推進に努めてまいりました。

文化・芸能活動につきましても、宮崎県埋蔵文化財センターなどとの連携を図った企画展等を開催し、文化・芸能団体への継続的な支援と併せて、郷土文化及び文化財の保護意識の高揚に努めてまいりました。

スポーツの振興につきましては、体育施設の整備や適正な施設管理とともに、スポーツ協会、自治公民館連絡協議会などとの連携を図った各種スポーツ大会等を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一部は中止を余儀なくされましたが、公民館対抗バレーボール大会やきらめきミニバレー大会などが感染症対策を講じて開催することができ、ウイズコロナの取組も徐々に進めることができました。

人材育成につきましては、未来づくり推進事業を活用しての中学生海外交流派遣事業が令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止となりましたが、代替として県内留学生との交流会を実施することができました。

今後も引き続き、グローバルな視野を持ち、海外での生活や異文化に触れる機会を確保するための施策を模索し、国際化に対応できる人材育成を図るとともに、本町の次世代を担う青年層の人材育成も強化してまいります。

次に、3点目の活力あふれる農林業・商工業・観光の振興についてであります。

農業の振興につきましては、新規就農者の確保、担い手対策が本町における喫緊の課題であることから、農業次世代人材投資事業及びひのかげ就農奨励金事業等による支援を行うとともに、関係機関、団体と連携した研修会への参加を促し、生産力・経営力の向上に努めてまいりました。

また、アグリファームを拠点としました新規就農者の研修システムの構築に向け、関係機関と検討協議を進めました。

農地の維持・保全対策につきましては、第5期対策となります中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づいた農業水産活動等への支援を行ってまいりました。

また、農業委員会と連携しまして、担い手への農地集積を図るとともに、共同利用機械の導入及び共同利用倉庫の整備への支援によります集落営農を推進してまいりました。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、日之影町担い手協議会との連携や緊急雇用創出事業等により、作業員の確保を図るとともに、新たな機械を導入し、年々増加する受託作業への取組を進めてまいりました。

また、消費者ニーズの変化に対応した農産加工品の製造や販路拡大に向けた取組を進め、今後とも町民の要望に応じてまいります。

果樹・野菜・花卉の主要品目の生産につきましては、生産基盤整備及び省力化機械導入への支

援を行うとともに、地域おこし協力隊や関係機関・団体と連携し、産地の維持・強化に努めてまいりました。

肉用牛の生産振興につきましては、畜舎等の条件整備や機械整備により省力化、素牛導入への支援を実施し、経営の安定化を図ってまいりました。

農業基盤整備につきましては、農地のほとんどが中山間地特有の条件不利地域であり、農業従事者の高齢化や担い手の減少等により、農業施設の維持管理等が困難な状況になっているため、各種制度事業による畦畔整備、用水路の改修及び蓋かけ、排水路の整備、農道の整備を行ってまいりました。

林業の振興につきましては、人材育成・担い手の確保並びに森林整備への支援、有害鳥獣対策、林道整備等への計画的な森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税等の有効活用を図るとともに、森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めてまいりました。

また、森林資源を活用したシイタケの生産振興につきましては、種ごま・シイタケ原木購入への助成、施設・機械整備への支援によります集約的環境の整備を進め、生産者の労働力及びコスト軽減を図ってまいりました。

有害鳥獣対策につきましては、電気牧柵器、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止材の導入支援を行い、農林産物への被害軽減に努めました。

また、有害獣捕獲奨励金や有害獣捕獲班に対する活動補助、狩猟免許の新規取得者への支援によります個体数の適正化に努め、関係機関・猟友会、地域住民一体となった有害鳥獣対策を進めてまいりました。

商工業の振興につきましては、商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図るため、窓口となります商工会事務局体制強化事業補助金や商工業育成補助金等の継続とともに、コロナ禍におけます経済状況や光熱費の高騰を踏まえ、町内事業者光熱費高騰対策支援事業等の支援を行いました。

旧役場跡地につきましては、中央地区活性化協議会で御検討いただき、利用計画及び基本計画を策定いたしました。引き続き協議会と協議を重ね、中央地区の魅力を発信していく施設となりますよう、対応してまいります。

また、商工業者に対しまして、補助事業・制度の情報提供のほか、ふるさと起業応援事業によります起業・創業に向けた財政支援や商店会の魅力向上と活性化に寄与するイベント等への各種支援を行ってまいりました。

観光の振興につきましては、九州中央道の整備による新たな人、物の流れとともに、観光の形態が団体旅行から家族や個人で旅行する傾向が高まっております。

こうした中、地域おこし協力隊の配置などによります観光協会の体制強化とともに、SNSなどを活用しましての自然や風景、地域イベントをタイミングよく発信し、観光や交流・関係人口の獲得、観光産業の活性化につなげてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、地方への関心が高まっていることを踏まえ、ワーケーションを通じた企業とのマッチングを検証する企業版関係人口拡大プロモーション事業を県、旅行業者との共同で実施し、森林セラピーなどのウォーキングや農作業などの体験メニューを組み合わせながら、本町の魅力発信、関係人口の創出に努めたところであります。

次に、4点目、健康づくりの推進と福祉・社会保障の充実についてであります。

町民の健康増進につきましては、住民の健康に関する知識や意識を高め、健康を維持するために各種がん検診、特定健診・ヤング健診等の受診を勧め、疾病の早期発見並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでまいりました。

特に要指導者に対する訪問指導の充実により、糖尿病や糖尿病性腎症の重症化予防と、健診未受診者及び疾患がありながら医療機関にかかっていない方々に対しまして、受診勧奨を行ってまいりました。

さらに、学校、公民館等に出向き、健康講座等を開催するなど、あらゆる場面での生活習慣病予防のための食生活改善、運動等を勧めるとともに、各種検診の受診についての啓発活動を行ってまいりました。

併せて、高齢者の疾病予防・重症化予防を効果的に実施していくために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業をさらに実践するため、地域での健康課題や分析・検討を行い、生活習慣病重症化予防に係る相談・指導に取り組んでまいりました。

運動を習慣化することは、健康を維持する上でも大切なことですが、コロナの影響などによりまして、人が集まって運動する機会が減っております。運動習慣の改善策としまして、自宅でケーブルテレビを活用した本町の伝統文化であります神楽の要素を取り入れた神楽エクササイズ運動の啓発を行ってまいりました。

病院の医療サービスにつきましては、西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を踏まえまして、総合再編に向けました準備と地域のニーズに合った医療機関への転換を図るため、病床機能の見直しや電子カルテの導入など、持続可能な医療体制の確立に努めてまいりました。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者教室・いきいきサロン・いきいき百歳体操を開催するとともに、高齢者クラブの活動を支援してまいりました。

さらに、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービスと地域支援事業による介護予

防・日常生活支援総合事業サービス、配食サービス、訪問サービス、まさのや・運動教室等の通いの場や生活支援ハウス、注文宅配等を組み合わせるなど、介護福祉サービスの確保を図ってまいりました。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が、地域において計画的に提供できるよう第6期日之影町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい者施策の推進を図ってまいりました。

次に、5点目の安全・安心なまちづくりの推進についてであります。

近年の異常気象によります台風の大型化や、激甚化する自然災害等への防災対策につきましては、防災行政無線や防災情報システムなどを活用した防災情報の発信に努めるとともに、火災や救急・救助のほか、自然災害等に対して迅速な対応が取れますよう、高千穂警察署、西臼杵広域消防、消防団との連携を密にして、安全・安心なまちづくりに努めてまいりました。

また、町民生活の安全・安心確保のため、日夜献身的に活動しております消防団につきましては、報酬等の見直しを行いまして、団員の処遇改善に努めるとともに、小型ポンプ積載車の更新や各種消防施設等の整備を行ってまいりました。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊などの防犯団体と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいりました。

次に、6点目の便利で住みやすい社会基盤の整備と移住・定住対策の推進についてであります。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人たちが求める最も基本的な社会資本であり、極めて重要であります。

九州中央自動車道の整備促進及び県道の整備につきましては、関係機関との連携を図り、要望や提言活動を積極的に取り組んでまいりました。

また、町道につきましては、社会資本整備総合交付金事業や地方創生道整備推進交付金事業及び道路メンテナンス事業などの国の補助事業を活用して整備を行ってまいりました。

水道事業につきましては、8地区の簡易水道施設の機器設備の改修や維持管理を行い、町民の重要な生活基盤である水道の安定した供給に努めてまいりました。

生活環境につきましては、五ヶ瀬川水系の水質保持や公衆衛生の向上を図るため、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、住民の環境保護への意識向上を図ってまいりました。

また、ごみの減量化・資源化につきましては、食品ロス削減やリサイクルなどの4R運動を推進し、限られた資源の有効利用を進めてまいりました。

本町の公共交通体制の充実につきましては、自家用車に頼らざるを得ない中山間地域において、高齢者や通学者にとってなくてはならないものでございます。

こうした中、宮崎交通への路線バス運行支援によります2路線の維持とともに、日之影町地域

公共交通会議におきまして、日之影町地域公共交通計画を策定いたしました。計画された方針に基づき、すまいるバスの運行の効率化とともに、有識者や利用者の意見を反映し、すまいるバスを活用した補完型バス路線の検証や予約型乗合交通等の導入など、新たな施策として計画をしているところでもございます。

情報通信網につきましては、ひのかげケーブルネットワークによります情報提供とともに、公式LINEによります各種情報の発信に努めてまいりました。昨年の台風14号におきまして、光ケーブル等の断線によります告知放送や町内無料電話等において一時サービスの停止がございましたが、関係各社の御協力により早期復旧に努めたところでもございます。

移住・定住対策の推進につきましては、令和3年度に実施しました空き家実態調査で得られた情報をもとに、空き家の活用性の可否を探り、空き家情報の充実に努めてまいりました。

また、県外での移住相談会への参加や移住定住コーディネーターによります移住希望者への相談を受け付け、移住された方に対する相談やフォローアップ、さらには移住定住における住宅改修補助など、移住支援策を継続してきたところであります。

次に7点目の、町民と行政への連携推進と地域コミュニティの育成についてであります。

自治公民館は地域コミュニティの中心的役割を担っており、人口の減少・高齢化、またコロナ禍によります組織としての機能低下が懸念される中、自治公民館の維持・活性化に向けた活動助成金などの交付をはじめ、公民館改修事業につきましても、地元からの要望に基づく助成を行うなど、活動拠点としての利便性の向上に努めてまいりました。

また、地域に継承されている伝統芸能活動につきましては、コロナ禍による活動の継承が危惧されている中、3年ぶりに神楽まつり、青少年伝統芸能大会を実施することができ、各保存会の皆様と連携した継承活動が実施できました。

今後も公民館活動と併せ、地域コミュニティの機能維持につなげる活動支援に努めてまいります。

水源の里地域の振興につきましては、水源の里条例を制定し、住民がずっと住み続けたいと思う地域づくりを目指し、集落支援員や水源の里見守り支援隊の配置による見守り活動とともに、水源の里支援隊によります生活・自然環境の維持に向けた作業支援、また集落で取り組むイベント等への活動支援など、水源の里地域における集落機能の維持・活性化に取り組んでまいりました。

地方創生を進めていくためには、町民が行政への参画と協働はなくてはならないものであります。日之影中学校で行われました日之影近未来会議や地域・未来ミーティングでの提言や御意見を踏まえながら、地域の魅力を引き出し、町民の皆様と協働によります持続可能な日之影づくりを推進してまいりました。



以上、御報告いたしました令和4年度の施策執行につきましては、各種事業の推進を図りながら、災害復旧事業につきましては最優先に取り組んでまいりました。

また、国・県の補助事業でありましても、事業効果を十分に考慮しながら、効率的な予算執行に努めてまいりました。

基金につきましては、ふるさと応援基金等へ約1億9,100万円を積み立て、一般会計における基金残高は約36億9,400万円となり、前年度末より約1億300万円増加いたしました。

今後も、制度事業等の情報収集に努めながら、住民サービスの向上と健全な行財政運営を推進してまいります。

なお、国、県が本町において実施しました土木及び農林関係事業につきましては、別紙資料「主要施策の成果に関する報告書」に記載のとおりであります。事業の詳細は、令和4年度国県事業の実績欄を御覧ください。

結びに、議員各位はもとより町民の皆様の御理解と御協力により、各種事業をほぼ計画どおりに執行することができましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げまして、令和4年度の施策執行の報告とさせていただきます。

それでは、認定第1号令和4年度日之影町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町一般会計予算は、当初予算48億9,000万円で、本町の活性化を目指す7つの重点施策を柱としてスタートしました。その後、災害復旧事業や国の総合経済対策に伴う補正など、計11回の補正を行い、また令和3年度からの繰越分2億9,205万4,000円を合わせ、予算規模は66億8,856万4,000円となりましたが、令和5年度への繰越明許費として10億2,407万9,000円を繰り越しております。

決算は、歳入において、前年度より3.5%増の59億1,448万837円、歳出において1.3%増の56億1,312万2,961円となり、歳入歳出差引額は3億135万7,876円となりました。

そして、2億4,795万4,000円を繰り越すべき財源として、実質収支額を5,340万3,876円とし、そのうち2,700万円を財政調整基金への積立としました。

では、歳入の各項目について御説明いたします。

町税は、前年度より4.4%増の3億6,940万6,919円となり、歳入に占める割合は6.2%であります。

地方譲与税は前年度より6.9%増の1億5,346万6,000円、利子割交付金は60.3%減の5万円、配当割交付金は27.4%減の66万1,000円、株式等譲渡所得割交付金は

42.4%減の53万7,000円、法人事業税交付金は41.6%増で501万2,000円、地方消費税交付金は0.4%増の9,074万5,000円、環境性能割交付金は9.8%減の544万5,000円、地方特例交付金は84.1%減の77万4,000円、地方交付税は3.3%増の30億385万8,000円で歳入の50.8%を占めております。

交通安全対策特別交付金は13.3%減の97万5,000円、分担金及び負担金は老人福祉費負担金、児童福祉費負担金等で14.7%増の3,469万2,497円、使用料及び手数料はケーブルネットワーク使用料、住宅使用料、戸籍手数料等で0.9%減の3,579万5,078円、国庫支出金は災害復旧費国庫負担金、民生費国庫負担金、総務費国庫補助金等で8.1%増の6億1,029万5,056円、県支出金は民生費県負担金、農林水産業費県補助金、災害復旧費県補助金等で3.6%増の6億1,155万8,255円となりました。

国県支出金の合計は、前年でより5.8%増となり、歳入総額の20.7%を占めております。

財産収入は財産貸付収入、利収及び配当金、財産売払収入で7.8%減の3,930万6,454円、寄附金は11.4%増の1億2,716万6,000円、繰入金はふるさと応援基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金、子育て応援基金繰入金等で11.6%増の1億1,462万3,695円、繰越金は89.6%増の1億4,588万3,350円、諸収入は受託事業収入、雑入等で45.5%減の7,663万1,529円、町債は過疎債、辺地債、緊急自然災害防止対策事業債、災害復旧事業債等で2.9%減の4億8,759万9,000円となりました。

歳入を性質別に見ますと、自主財源は町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で9億4,350万5,526円となり、歳入総額の16.0%であります。

依存財源は、残る84.0%の49億7,097万5,311円であります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、目的別に見ますと、議会費は議員報酬、議員活動費等で、前年度より2.9%増の4,756万7,923円、総務費は総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費で10.8%増の10億9,383万7,688円、民生費は社会福祉費、児童福祉費、災害救助費で9.0%減の8億9,384万6,736円、衛生費は保健衛生費、清掃費、水道費で0.7%増の4億2,929万1,923円、農林水産業費は農業費、林業費で3.9%増の7億6,002万5,852円、商工費は23.3%減の1億6,113万3,093円、土木費は土木管理費、道路供給費、住宅費、河川費で6.0%減の4億5,834万4,677円、消防費は5.3%増の1億3,976万152円、教育費は教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費で7.6%減の2億9,517万5,285円、災害復旧費は農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費で375.6%増の4億9,020万7,303円、公債費は9.2%

増の6億5,211万1,970円、諸支出金は基金費で63.1%減の1億9,182万359円  
であります。

歳出を性質別に見ますと、人件費は総額の14.9%で、前年度より2.5%増の8億  
3,497万8,000円、物件費は総額13.2%で、前年度より2.4%減の7億3,954万  
6,000円、維持補修費は総額の1.8%で、前年度より92.6%増の1億156万  
7,000円、扶助費は総額の6.8%で、前年度より12.4%減の3億8,148万  
8,000円、補助費等は総額の17.3%で、前年度より1.3%減の9億6,862万  
6,000円、普通建設事業費では補助事業で、前年度より8.5%減の2億7,215万  
5,000円、単独事業で6.7%増の6億1,501万2,000円、県営事業負担金で  
36.7%増の4,005万円となり、普通建設事業費全体では、歳出総額の16.5%、前年度  
より2.7%増の9億2,721万7,000円となりました。

災害復旧事業費は総額の8.7%で、前年度より376.4%増の4億9,109万6,000円、  
公債費は総額の11.6%で、前年度より9.2%増の6億5,211万2,000円、積立金は総  
額の3.4%で、前年度より63.1%減の1億9,181万9,000円、投資及び出資金は総額  
の0.3%で、前年度より4.3%増の1,512万円、繰出金は総額の5.5%で、前年度より  
9.7%減の3億955万4,000円となりました。

以上、決算の概要について申し上げます。令和4年度は、災害復旧事業等の影響により大き  
な予算の変動がありました。各種事業についてはほぼ計画どおり執行することができました。

なお、監査意見書による御指摘等につきましては、今後善処するように努力してまいります。

次に、認定第2号令和4年度日之影町国民健康保健病院事業会計決算の認定についての提案理  
由を説明いたします。

令和4年度の診療状況につきまして、年間の入院患者数は1万622人、1日平均29.1人  
で、前年度と比較して1日平均4.2人の減であります。外来患者数は2万2,071人、1日平  
均90.8人で、前年度と比較して1日平均1.2人の増となっております。

それでは、令和4年度病院事業会計決算状況について申し上げます。

まず、収入から申し上げますと、医業収益は前年でより1.4%減の4億7,114万  
8,089円、医業外収益は前年度より19.9%増の2億1,313万4,351円、特別利益は  
皆減のゼロ円で、病院事業収益合計は前年でより4.3%増の6億8,428万2,440円であ  
ります。

支出につきましては、医業費用は前年度より3.4%増の6億5,279万6,517円、医業  
外費用は前年度より9.3%減の954万8,706円、特別損失は78.6%増の408万  
2,891円で、病院事業費用合計は前年度より3.4%増の6億6,642万8,114円であり

ます。

次に資本的収入では、企業債の元金償還金に係る出資金が1,512万円、企業債が5,280万円、繰入金が4,000万円で、計1億792万円であります。

資本的支出では、建設改良費1億1,976万296円、企業債償還金3,589万5,124円で、計1億5,565万5,420円であります。

なお、資本的収入額に対する資本的支出額の不足額4,773万5,420円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、損益計算書について申し上げます。

医業収益4億6,825万4,103円、医療費用6億4,309万8,647円で、医療損失は1億7,484万4,544円であります。また、医業外収益2億1,287万4,994円、医業外費用2,636万9,539円で、1億8,650万5,455円の利益となり、経常利益は1,166万911円であります。

なお、特別損失が408万2,891円で、当年度準利益は757万8,020円となります。

当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金6,832万221円を加えた、当年度未処分利益剰余金は7,589万8,241円であります。

次に、対策対象表について申し上げます。

資産の部では、固定資産7億8,420万6,744円、流動資産4億1,507万2,821円で、資産合計は11億9,927万9,565円であります。

また、負債の部では建設改良企業債等の固定負債3億728万3,049円、未払金等の流動負債9,257万1,460円、繰延収益1億791万546円で、負債合計は5億776万5,055円であります。

資本の部では、資本合計6億9,151万4,510円となり、負債資本合計は11億9,927万9,565円であります。

次に、認定第3号令和4年度日之影町国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町国民健康事業特別会計の決算額は、歳入総額6億5,238万9,037円、歳出総額6億4,606万9,047円で、差し引き総額631万9,990円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和5年3月末現在の被保険者数は944人で、前年度末に比べ37人の減であります。

まず、歳入から申し上げます。

国民健康保険税は、調定額9,128万6,118円に対し、収入済額は8,750万7,398円で、収納率は95.9%であります。

県支出金は保険給付費等交付金と特定健診等負担金で5億1,333万1,552円、財産収入は基金利子で3,674円、繰入金は一般会計繰入金で4,516万3,129円、繰越金は404万9,069円、諸収入は預金利子、雑入、受託事業収入で233万4,215円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は総務管理費、徴税费、運営協議会費で2,244万3,284円、保険給付費は療養諸費、高額療養費等で4億3,071万527円、国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で1億3,525万1,532円、保険事業費は保健衛生普及費で1,302万5,412円、積立金は基金積立金で3,674円、諸支出金は償還金及び還付加算金と繰出金で4,463万4,618円であります。

認定第4号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計の決算額は、歳入総額8,387万9,067円、歳出総額6,600万4,723円であり、歳入歳出差引額は1,787万4,344円となりますが、そのうち1,618万1,000円を令和5年度へ繰越明許費として繰り越しましたので、実質収支額は169万3,344円となり、全額を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

分担金及び負担金の15万7,144円は、新規加入負担金であります。

使用料及び手数料のうち、使用料の4,904万8,593円は、日之影地区簡易水道ほか7地区の水道使用料であり、手数料の9万1,080円は、大楠地区ほか7地区の飲料水供給施設の水質検査手数料であります。

財産収入の37円は基金利子、繰入金の2,279万2,000円は一般会計からの繰入金、繰越金の226万5,152円は、前年度からの繰越金であります。諸収入は、預金利子が61円、雑費入が2万5,000円であり、町債の950万円は、公営企業会計移行業務に伴う簡易水道事業債であります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費の5,420万965円は、職員2名分の人件費を含む維持修繕費であり、公債費の1,180万3,758円は、日之影地区簡易水道施設ほか2地区の長期借入償還金であります。

次に、認定第5号令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計の決算額は、歳入総額1,354万8,170円、歳出総額1,350万3,505円で、差し引き総額4万4,665円を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

寄附金は1件の50万円、繰入金は一般会計繰入金が670万5,000円で、繰越金の2万5,771円は前年度からの繰越金であります。

財産収入の389円は基金利子で、諸収入の631万7,010円は、大学生等26名、高校生10名分の償還金631万7,000円と、預金利息10円であります。

次に、歳出について申し上げます。

令和4年度に貸付をいたしました奨学資金は、継続・新規を合わせまして、大学生等が25名で1,140万円、高校生が10名で210万円、口座振替手数料の3,116円を合わせまして、合計1,350万3,116円あります。

積立金は389円で、歳出合計1,350万3,505円あります。

次に、認定第6号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額2,566万5,968円、歳出総額2,545万1,190円で、歳入歳出差引残額は21万4,778円となり、全額を翌年度に繰り越しました。

まず、歳入から申し上げます。

使用料の588万7,247円は町営住宅、日之影中学校等を含む一般住宅の下水道使用料であり、繰入金の1,033万4,000円は一般会計からの繰入金、繰越金の44万4,713円は前年度からの繰越金であります。

諸収入の8円は預金利子であり、町債の900万円は公営企業会計移行業務に伴う農業集落排水事業債であります。

次に、歳出について申し上げます。

事業費の1,610万1,301円は、電気料等の光熱水費及び修繕料、処理場管理委託料、公営企業会計移行業務委託料が主なものであり、公債費の934万9,889円は集落排水施設の長期債借入償還金であります。

次に、認定第7号令和4年度日之影町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町介護保険特別会計保険事業勘定の決算額は、歳入総額7億1,004万7,903円で、歳出総額6億8,260万334円で、差し引き2,744万7,569円を翌年度へ繰り越しました。

また、サービス事業勘定の決算額は、歳入総額22万8,040円、歳出総額22万6,723円で、差し引き1,317円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和5年3月末現在の第1号被保険者数は1,712人で、前年度より26人減、認定者数は237人で、前年度末に比べ18人の減であります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

介護保険料は、調定額1億172万3,259円に対し、収入済額は1億110万2,814円、収納率は99.4%でありました。

国庫出資金は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金等で1億9,839万6,381円、支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億7,300万8,000円、県出資金は介護給付費県負担金、地域支援事業交付金等で1億473万4,471円、財産運用収入は基金利子で1,163円、繰入金は一般会計からの介護給付費、地域支援事業費及び事務費繰入金等で1億1,463万4,816円。繰越金は1,813万774円。諸収入は、預金利子、地域支援事業利用料等で3万9,484円であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、総務管理費、徴収費及び介護認定審査会費で2,342万1,986円。保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出全体の約86.8%を占め、5億9,277万7,080円。地域支援事業費は、包括的支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費及び任意事業費で3,502万1,005円。基金積立金は、介護給付費負担金の余剰金等で1,467万7,163円。諸支出金は、前年度介護給付費等精算による償還金等で1,670万3,100円であります。

次に、サービス事業勘定の歳入について申し上げます。

サービス収入は、予防プランの作成料で22万6,380円、繰越金は1,660円であります。

サービス事業勘定の歳出につきまして、サービス事業費は、予防プラン作成に必要な通信運搬経費等で16万4,723円、諸支出金は保険事業勘定への繰出金で6万2,000円であります。

次に、認定第8号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計歳入決算の認定についての提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額5,588万5,450円、歳出総額5,582万5,177円で、差引き総額の6万273円を翌年度に繰り越しました。

なお、令和5年3月末現在の被保険者数は953人で、前年度末に比べ、8人の減であります。まず、歳入から申し上げます。

後期高齢者医療保険料の収入済額は3,347万4,100円で、収納率は100%であります。繰入金は、一般会計繰入金で2,232万8,514円。諸収入は、保険料還付金と預金利子で

7,636円。繰越金は7万5,200円であります。

次に、歳出は、総務費が6万7,475円。後期高齢者医療広域連合納付金が5,575万102円。諸支出金が7,600円であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました令和4年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの令和4年度各会計決算8議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

ここでお諮りしますが、残りの議案について、休憩を挟みますか。それとも、このまま継続して提案理由の説明を受けますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 継続で。それではよろしいでしょうか。

それでは、このまま継続させていただきます。

---

日程第26. 議案第49号

日程第27. 議案第50号

日程第28. 議案第51号

日程第29. 議案第52号

日程第30. 議案第53号

日程第31. 議案第54号

日程第32. 議案第55号

○議長（高舘 英嗣君） 続きまして、次に日程第26、議案第49号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第4号）から日程第32、議案第55号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算7議案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第49号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、台風6号による災害復旧事業、燃料・物価高騰対策事業等に係る補正が主なも



のであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金で60万1,000円の追加。地方交付税は、普通交付税で4,500万円の追加。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等で955万2,000円の追加。県支出金は、物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業等で2,936万7,000円の追加。財産収入は、物品売払収入等で150万1,000円の追加。寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金で1,660万円の追加。繰入金は、公共施設等整備基金繰入金等で2,432万8,000円の追加。繰越金は、前年度繰越金で1,140万3,000円の追加。諸収入は、介護予防の一体的事業等で1,621万5,000円の追加。町債は、災害復旧債等で2,308万4,000円の追加。

以上、歳入補正を1億7,765万1,000円の追加とし、歳入総額を69億7,839万8,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会負担金等で19万6,000円の追加。総務費は、物価高騰対策地域消費支援事業補助金等で6,978万7,000円の追加。民生費は、子ども計画調査業務委託料等で460万5,000円の追加。衛生費は、新型コロナワクチン接種事業費等で134万5,000円の追加。農林水産業費は、住宅団地整備工事請負費等で3,294万円の追加。商工費は、空き家等活用事業補助金等で26万2,000円の追加。土木費は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金等で510万円の追加。消防費は、林野火災対策消防用備品購入費等で403万7,000円の追加。教育費は、中学校エレベーター棟等増築工事請負費等で1,668万9,000円の追加。災害復旧費は、農林水産施設災害復旧事業費等で4,180万円の追加。予備費は89万円の追加。

以上、歳出補正を1億7,765万1,000円の追加とし、歳出総額を69億7,839万8,000円といたします。

次に、第2表、地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第50号令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、機器の故障による経費の追加であります。

収益的収支の支出について、医業費用の修繕費を164万4,000円追加し、予備費を164万4,000円減額し、収益的支出の予定総額を補正前と同額の7億3,047万4,000円とするものであります。

次に、議案第51号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案

理由を説明いたします。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税を648万円、県支出金を226万1,000円それぞれ減額し、繰入金を45万4,000円、繰越金を631万8,000円、諸収入を6,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を45万4,000円追加し、保健事業費を226万1,000円、予備費用15万6,000円それぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を6億115万7,000円とするものであります。

次に、議案第52号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、令和4年度の滞納繰越分水道使用料及び繰越金の確定に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料を45万9,000円、繰越金を154万3,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

予備費を200万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を7,878万3,000円とするものであります。

次に、議案第53号令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、令和4年度の滞納繰越分下水道使用料及び繰越金の確定に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料を1万3,000円、繰越金を21万3,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

予備費用22万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を2,463万1,000円とするものであります。

次に、議案第54号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、住宅改修に係る保険給付費の増、過年度の介護給付費負担金等の精算及び令和4年度の繰越金の確定に伴う補正が主なもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を2万7,000円、国庫支出金を5万9,000円、支払基金交付金を4万

9,000円、県支出金は2万4,000円、繰入金は8万1,000円、繰越金を2,744万6,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を5万7,000円、保険給付費を18万円、地域支援事業費を3,000円、諸支出金は2,736万3,000円、予備費を8万3,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,730万3,000円とするものであります。

次に、議案第55号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険料負担金と繰越金の確定に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料を85万8,000円減額し、繰越金を1万6,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金を82万9,000円、予備費を1万3,000円それぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を5,783万8,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算7議案については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議案第49号から議案第55号までの7議案については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時13分散会

-----